令和２年　月　日

大阪府知事　　吉 村　洋 文　様

大阪府青少年健全育成審議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　橋 本　光 能

有害な玩具刃物類の指定について（答申）

　令和２年９月17日付け青少年第1548号により諮問のあった標記に関する当審議会（令和２年９月30日開催）による審査結果は別添のとおりです。

（別紙）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　　　　名 | 構　　　　造 | 機　　　　能 | 審　査　結　果 |
| クロスボウ | 銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるもの | 当該クロスボウに矢を装塡し、発射した場合において、発射された矢の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが0.69Ｊ／㎠以上のもの | 有害な玩具刃物類に指定する。  （有害な玩具刃物類に指定しない。） |